

明監報第25号

財政援助団体等監査（ふれあいプラザあかし西、明石市立知的障害者通所施設、明石市立知的障害児通園療育施設、明石市立高齢者ふれあいの里指定管理者）結果報告のこと

地方自治法第199条第7項の規定により、みだしの監査を実施したので、その結果を別紙のとおり報告する。

平成26年(2014年)12月24日

明石市監査委員	林	郁	朗	
同	星	川	啓	明
同	辰	巳	浩	司
同	寺	井	吉	広

財政援助団体等監査（ふれあいプラザあかし西指定管理者）の結果について

I 監査の対象

指定管理者	管理している公の施設	所管課
ハートフルしんき	ふれあいプラザあかし西	福祉部福祉総務課

II 監査の期間

平成26年10月27日から平成26年12月24日まで

III 監査の範囲

主として、平成25年度における公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行状況

IV 監査の方法

監査の実施に当たっては、監査の対象に示した公の施設の指定管理者（以下「指定管理者」という。）から提出された資料に基づき、関係書類の調査確認を行った。また、必要に応じて関係職員の説明を聴取するなどの方法により、出納その他の事務が法令等に基づき適正に行われているかについて、監査を実施した。

V 指定管理者等の概要

1 ふれあいプラザあかし西

(1) 指定管理者 ハートフルしんき

代表団体 株式会社ホープ

構成団体 しんきエンジェルハート株式会社

構成団体 神姫バス株式会社

(2) 指定管理者が行う業務

- ① 自主事業に関する業務
- ② 運営事業に関する業務
- ③ 貸館事業に関する業務
- ④ 維持管理に関する業務
- ⑤ その他の業務

(3) 平成25年度指定管理料 122,880,000円

(4) 指定期間 平成24年4月1日から平成29年3月31日まで

VI 監査の結果

指定管理者は、条例等関係法令の定めるところにより、施設の目的や基本協定、年度協定、業務仕様書に沿って、おおむね適正に施設の管理及び運営を行っているものと認められた。また、出納その他の事務の処理状況もおおむね適正に執行されているものと認められた。

なお、別途改善の検討を指示した指摘事項については、改善措置を講じられたい。

財政援助団体等監査（明石市立知的障害者通所施設指定管理者）の結果について

I 監査の対象

指定管理者	管理している公の施設	所管課
社会福祉法人明桜会	明石市立知的障害者通所施設	福祉部障害福祉課

II 監査の期間

平成26年10月27日から平成26年12月24日まで

III 監査の範囲

主として、平成25年度における公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行状況

IV 監査の方法

監査の実施に当たっては、監査の対象に示した公の施設の指定管理者（以下「指定管理者」という。）から提出された資料に基づき、関係書類の調査確認を行った。また、必要に応じて関係職員の説明を聴取するなどの方法により、出納その他の事務が法令等に基づき適正に行われているかについて、監査を実施した。

V 指定管理者等の概要

1 明石市立知的障害者通所施設

(1) 指定管理者 社会福祉法人明桜会

(2) 指定管理者が行う業務

- ① ひまわり工房運営に関する業務
- ② たんぽぽ工房運営に関する業務
- ③ 自主事業に関する業務
- ④ 施設等維持管理に関する業務
- ⑤ 備品等管理に関する業務
- ⑥ 行政財産使用許可に関する業務
- ⑦ 運動場の管理に関する業務
- ⑧ 事業系一般廃棄物等の処理に関する業務
- ⑨ その他業務

(3) 平成25年度指定管理料 64,977,000円

(4) 指定期間 平成24年4月1日から平成29年3月31日まで

VI 監査の結果

指定管理者は、条例等関係法令の定めるところにより、施設の目的や基本協定、年度協定、業務仕様書に沿って、おおむね適正に施設の管理及び運営を行っているものと認められた。また、出納その他の事務の処理状況もおおむね適正に執行されているものと認められた。

なお、別途改善の検討を指示した指摘事項については、改善措置を講じられたい。

財政援助団体等監査（明石市立知的障害児通園療育施設指定管理者）の結果について

I 監査の対象

指定管理者	管理している公の施設	所管課
社会福祉法人 三田谷治療教育院	明石市立知的障害児通園療育施設	福祉部発達支援課

II 監査の期間

平成26年10月27日から平成26年12月24日まで

III 監査の範囲

主として、平成25年度における公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行状況

IV 監査の方法

監査の実施に当たっては、監査の対象に示した公の施設の指定管理者（以下「指定管理者」という。）から提出された資料に基づき、関係書類の調査確認を行った。また、必要に応じて関係職員の説明を聴取するなどの方法により、出納その他の事務が法令等に基づき適正に行われているかについて、監査を実施した。

V 指定管理者等の概要

- 1 明石市立知的障害児通園療育施設（以下「通園施設」という。）
 - (1) 指定管理者 社会福祉法人三田谷治療教育院
 - (2) 指定管理者が行う業務
 - ① 明石市立知的障害児通園療育施設条例第4条に規定する事業に関すること。
 - ② 通園施設の利用の承認及びその制限に関すること。
 - ③ 通園施設の使用料の徴収、減額、免除及び還付に関すること。
 - ④ 通園施設の維持管理に関すること。
 - ⑤ その他市長が定める業務
 - (3) 平成25年度指定管理料 29,595,541円
 - (4) 指定期間 平成24年4月1日から平成29年3月31日まで

VI 監査の結果

指定管理者は、条例等関係法令の定めるところにより、施設の目的や基本協

定、年度協定、業務仕様書に沿って、おおむね適正に施設の管理及び運営を行っているものと認められた。また、出納その他の事務の処理状況もおおむね適正に執行されているものと認められた。

なお、別途改善の検討を指示した指摘事項については、改善措置を講じられたい。

財政援助団体等監査（明石市立高齢者ふれあいの里指定管理者）の結果について

I 監査の対象

指定管理者	管理している公の施設	所管課
大新東・SDHS・NTTファシリティーズ共同事業体	明石市立高齢者ふれあいの里 （中崎・大久保・魚住・二見）	福祉部高年介護室

II 監査の期間

平成26年10月27日から平成26年12月24日まで

III 監査の範囲

主として、平成25年度における公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行状況

IV 監査の方法

監査の実施に当たっては、監査の対象に示した公の施設の指定管理者（以下「指定管理者」という。）から提出された資料に基づき、関係書類の調査確認を行った。また、必要に応じて関係職員の説明を聴取するなどの方法により、出納その他の事務が法令等に基づき適正に行われているかについて、監査を実施した。

V 指定管理者等の概要

- 1 明石市立高齢者ふれあいの里（中崎・大久保・魚住・二見）（以下「ふれあいの里」という。）
 - (1) 指定管理者 大新東・SDHS・NTTファシリティーズ共同事業体
代表団体 大新東株式会社
構成団体 シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社
構成団体 株式会社NTTファシリティーズ
 - (2) 指定管理者が行う業務
 - ① ふれあいの里の運営に関する業務
 - ② ふれあいの里の利用及びその制限に関する業務
 - ③ ふれあいの里の使用料の徴収、減額、免除及び還付に関する業務
 - ④ ふれあいの里の施設の維持管理に関する業務
 - ⑤ その他ふれあいの里の管理運営に必要な業務
 - (3) 平成25年度指定管理料 77,800,000円
 - (4) 指定期間 平成25年4月1日から平成28年3月31日まで

VI 監査の結果

指定管理者は、条例等関係法令の定めるところにより、施設の目的や基本協定、年度協定、業務仕様書に沿って、おおむね適正に施設の管理及び運営を行っているものと認められた。また、出納その他の事務の処理状況もおおむね適正に執行されているものと認められた。

なお、別途改善の検討を指示した指摘事項については、改善措置を講じられたい。